

令和5年度第2回空家等対策委員会（※書面開催、R5.6.30㊞） 意見・質疑一覧表

No.	大項目	中項目	意見or質疑	内容	事務局回答	対応
1	計画改定	利活用	質疑	これまでの相談等の中で、用途地域や地区計画などの都市計画の規制が空き家の活用等を阻害した事例は多くありますか？あれば教えてください。	空き家を活用したいという相談において、用途規制がハードルとなる場合が多々見受けられます。特に1低専の空き家の利活用においてハードルとなっています。	—
2	計画改定	統計	質疑	平成30年住宅・土地統計調査と空き家実態調査の結果が大きく違う理由は、推計値と実態値の違いと考えていいのでしょうか？	住宅・土地統計調査は抽出調査であり、対象はすべての住宅です。これに対し、市が行う空き家実態調査は現地を実際に歩いて調べたもので、共同住宅や賃貸住宅の空き部屋などは調査対象としていません。	—
3	計画改定	統計	質疑	川西市の空き家数や空き家率は、平成30年住宅・土地統計調査と空き家実態調査のどちらのデータをもとに説明するのでしょうか？	全国の動向などと比較するために「平成30年住宅・土地統計調査」のデータを、市内の空き家に関する取組みなどを検討するために「空き家実態調査」のデータを改定後の計画に反映させます。	—
4	計画改定	啓発	質疑	固定資産税納税通知書への掲載について、情報システムの標準化における「標準化対象の事務」に関する帳票となり、標準仕様を使用することが基本とされ独自による改修が原則できません。記載を削除することは可能でしょうか。	納税通知書を送付する際に同封する文書の一部に、市HPのQRコード等を掲載したいと考えております。記載の可否については、別途協議させていただきます。	—
5	計画改定	管理不全空家等・特定空家等	質疑	特定空家等のごみの収集に関しては、直営で収集する作業員の人員が十分出せないこともあるため、引き続き許可業者に回収してもらう方向での検討をお願いします	計画において詳細な運用まで記載しておりませんが、特定空家等において、動産処分等発生するような空き家が出てきた際、別途協議します。	—
6	計画改定	管理不全空家等・特定空家等	意見	6月の参議院において改正法が可決されましたが、今後、地方税法の改正があると思われませんが、現時点では地方税法の改正の通知はありませんので、現在の運用フロー図は税法改正後の運用としてください。税としては税法改正に準じた手続きを考えています。	運用フローは税法改正後の運用とします。法改正については、国からの情報など逐次、情報交換や協議をお願いします。	—
7	計画改定	管理不全空家等・特定空家等	質疑	管理不全空家等における「勧告」は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条2項に基づく「勧告」と勧告書を発行しないなどの手続きが異なるものなのでしょうか？教えてください	勧告の手続きについては、国のガイドラインが示された後、逐次、情報交換や協議をお願いします。	—
8	計画改定	管理不全空家等・特定空家等	質疑	勧告した特定空家等の等には、管理不全空家等も含まれると解釈するで良いのでしょうか。	「管理不全空家等→特定空家等」と段階的に認定することを想定しているため、特定空家等には管理不全空家等も含まれます。	—
9	計画改定	委員会	意見	市民環境部 生活相談課長 → 市民環境部 生活安全課長	修正します。	7/25修正済み。